

令和 7 年度

芦屋町
人権啓発冊子

とも い なかま
～「共に生きる」すてきな仲間づくりをめざして～

たが そん ちょう
お互いが尊重される
ま ち
地域づくり

芦屋町教育委員会



芦屋東小学校 4 年 藤村 颯太



芦屋小学校 4 年 都合 柑翔



山鹿小学校 2 年 森田 千早



芦屋中学校 1 年 靄井 隆音

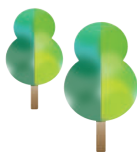
はじめに

「人間が人間らしく幸せに生きていくための権利」を「人権」といいます。これは、みんなが生まれながらにして持っている権利であり、私たち一人一人の生命や自由・平等を保障し、日常生活を支えている大切な権利です。

私たちは、多くの人たちと交わり、お互いに支え合いながら暮らしています。さまざまな個性を持つ他人と助け合うためには、お互いを尊重することが何よりも大切です。一方、お互いを認め合うことの大切さを忘れてしまうと、そのつもりがなくても、知らぬ間に他人を傷つけてしまうことがあります。私たちは、自らの人権はもちろん、他の人の「人権」についても正しく理解し、すべての人が尊重されなければなりません。

芦屋町では、地域の実情に即した人権教育・啓発を推進するため、平成24年度に「芦屋町人権教育・啓発基本計画」、令和5年度に「第2次芦屋町人権教育・啓発基本計画」を策定しました。現在、この計画に基づき芦屋町の人権教育・啓発に取り組み、人権意識の向上を図っています。

この冊子が、町民の皆さまに人権問題の正しい理解を促し、芦屋町が目指す「お互いが尊重される地域づくり」の一助となることを期待しています。



もくじ



- | | |
|-------|------------------------------------|
| 03 | さまざまな人権課題 |
| 04-05 | インターネットによる人権侵害 |
| 06-07 | 性的少数者(性的マイノリティ)の人権 |
| 08-11 | 小中学生の人権啓発標語・啓発ポスター |
| 12 | 部落差別の解消の推進に関する法律 / 人権擁護委員を知っていますか？ |
| 13 | 就学前施設訪問 / 人権の花運動 |
| 14 | 芦屋町の取り組み |
| 15 | ご活用ください。人権教育啓発教材 |

さまざまな人権課題

高齢者の人権

高齢化が進み、介護を必要とする人が増えるにつれ、家族への介護負担が積み重なっています。その負担が増え続けた結果、高齢者を虐待するという問題が起きています。また、家族が無断で不動産や貯金の名義を変えたり、財産をだましとるなどの問題も起きています。

障がいのある人の人権

歩道の点字ブロックを自転車でふさいでしまったり、障がい者専用の駐車スペースに障がいのある人以外が駐車したりするなど、理解のない行動により障がいのある人の生活が狭められている問題が起きています。

同和問題

同和地区に生まれ育ったという理由で、基本的人権を侵害されてきたわが国固有の人権問題です。今も結婚や就職などで、差別事象が起り続けており、近年では悪質な差別図書の販売やインターネットなどにおいて差別的な情報が広がるなどの問題も起きています。

インターネットによる

人権侵害

インターネットは、不特定多数の利用者に容易に情報発信できる一方、発信者に匿名性があることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現が掲載されたり、犯罪被害者の実名や顔写真が掲載されたりするなどの問題が起きています。

その他の人権課題

HIV感染症やハンセン病、最近では感染症に関連した人権問題、犯罪被害者やその家族に対する人権侵害、ホームレスへの人権侵害、性同一性障がいを理由とした人権侵害など、私たちの周りにはさまざまな人権課題が存在しています。

こどもの人権

深刻な社会問題にもなっている児童虐待やいじめ、それらを起因とする不登校などの問題が起きています。児童虐待では、身体的・性的・心理的虐待のほか、適切な世話をしないネグレクト（育児放棄）といった問題も起きています。

女性の人権

「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、夫・パートナーからの暴力（DV）や、性犯罪といった「女性に対する暴力」など、女性の人権を侵害する重大な問題が起きています。

外国人の人権

外国人に対する無理解、誤解、決めつけなどから、住宅への入居や就職、入店を拒否されるなどの問題が起きています。また、外国人と日本人の間に生まれたこどもに対する偏見なども問題になっています。

性的少数者の人権

性的少数者の人は、幼少期からいじめの対象となりやすく、また社会に出てからも就職や職場で不当な扱いを受けることがあります。そのため、自分の性のあり方に違和感を持っていても、誰にも打ち明けられずに一人で悩み続け、社会的に孤立するなどの問題が起きています。

インターネットによる人権侵害

インターネットは、私たちの生活に欠かせないインフラとなりました。SNS(ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス)やブログ、動画投稿サイトなどを通じて、誰もが自由に情報を発信・共有できる現代。便利である一方で、誤った使い方や無意識の言動によって、他人の人権を傷つけてしまうケースが増えています。気づかぬうちに「加害者」となってしまったり、突然「被害者」になってしまうたりすることもあるのが、インターネット時代の怖さです。

正しいインターネットの使い方

インターネットを正しく使うには、一人一人の「意識」が大切です。次のようなポイントを日常的に心がけましょう。

1. 相手の立場を想像する

画面の向こうには、自分と同じように感情や生活がある「誰か」がいます。そのことを常に意識し、発言する前に「これを言われて自分はどうか感じるか?」と考えましょう。

2. 正確な情報を心がける

インターネット上には、事実とは異なる情報やうわさも数多く流れています。拡散する前に情報の出所や信憑性を確認しましょう。



3. 「匿名」でも責任がある

ネット上での発言にも責任が伴います。匿名だからといって何を言っても許されるわけではありません。

4. 「見ない」「関わらない」も選択肢

悪意ある投稿や中傷を目にしたときには、感情的にならず、相手に反応しないことも大切です。状況によってはブロックや通報の機能を活用しましょう。

5. こどもへの教育

こどもがネットを使う機会も増えています。保護者がまず正しい使い方を学び、家庭や学校での情報モラル教育を徹底することが重要です。



インターネットで人権を侵害された場合の取るべき対策は

1. 証拠を保存する

誹謗中傷やプライバシー侵害の投稿があった場合は、スクリーンショットやURLを保存しておきましょう。後に警察や弁護士に相談する際に役立ちます。

2. プラットフォーム事業者に通報する

X、Instagram、YouTubeなどには「報告」機能が備わっています。違反投稿やアカウントを通報することで、削除や凍結の対応が取られることがあります。

3. 法的措置を取る

悪質なケースでは、発信者情報開示請求や損害賠償請求を通じて、加害者に責任を問うことができます。弁護士や専門団体に相談しましょう。

4. 心のケアも大切に

被害によるストレスや不安は無視できません。カウンセリングや信頼できる人に話すことで、心の健康を保つことも重要です。

インターネットは、正しく使えば人と人をつなぎ、社会を豊かにする強力な道具です。しかし、その力は諸刃の剣でもあります。

情報を発信する自由と、他人の人権を尊重する義務。このバランスを意識しながら、誰もが安心して使えるインターネット社会を共に築いていきましょう。



せいてきしょうすうしゃ

せいてき

じんけん

性的少数者 (性的マイノリティ) の人権とは

わたし しゃかい いま たようせい りかい もと せいべつ ねんれい こくせき
 私たちの社会は今、多様性(ダイバーシティ)への理解が求められています。性別、年齢、国籍、
 しょう う む せいかつ せい かた ひと だいひょう
 障がいの有無、生活のスタイル、そして「性のあり方」もその一つで、LGBTQ+などに代表される
 せいてきしょうすうしゃ せいてき じんけん たよう かた う い そんちょう あ しゃかい もと
 「性的少数者(性的マイノリティ)」の人権と、多様なあり方を受け入れ尊重し合う社会が求められ
 ています。



せいてき

性的マイノリティとは

せいてき いせいあい だんせい じよせい じよせい だんせい す いがい せいてきしこう
 性的マイノリティとは、異性愛(男性が女性を、女性が男性を好きになること)以外の性的指向
 しんたいてき せいべつ じにん せいべつ いっち ひとびと たすうは こと せい
 や、身体的な性別と自認する性別が一致しない人々など、いわゆる「多数派」とは異なる性のあり
 かた も ひと さ いっぱんてき ことば ひょうげん おお いか
 方を持つ人々を指します。一般的には、「LGBTQ+」という言葉で表現されることが多く、以下の
 ひとびと ふく
 ような人々が含まれます。



- L (レズビアン) : 女性を好きになる女性
- G (ゲイ) : 男性を好きになる男性
- B (バイセクシュアル) : 男女どちらも好きになる人
- T (トランスジェンダー) : 出生時の性別とは異なる性を自認する人
- Q (クエスチョニング/クィア) : 性のあり方を定めない、または枠に当てはまらないと考える人
- + (プラス) : 上記以外の、多様な性のあり方を示すもの

せい かた ひと ふか ひと
 これらの性のあり方は、人それぞれのアイデンティティに深くかかわるものであり、「その人らし
 かたち たいせつ いちぶ
 さ」を形づくる大切な一部です。

だれ あんしん く しゃかい

誰もが安心して暮らせる社会のために

せい かた せんさばんべつ せい ひと そんちょう そんざい
 性のあり方は千差万別であり、どのような性であっても、すべての人が尊重されるべき存在です。
 わたし め ざ だれ ひと あ まえ しゃかい
 私たちが目指すべきは、誰もが「その人らしく」いられることを当たり前とする社会です。そのために
 しゃかいぜんたい か ひつよう
 は、社会全体が変わっていく必要があります。

ただ ちしき も じゅうよう せい たようせい まな き へんけん り
 まず、正しい知識を持つことが重要です。性の多様性について学び、決めつけや偏見ではなく、理
 かい しせい もと にちじょう なか さべつてき げんどう き
 解しようとする姿勢が求められます。また、日常の中で「これは差別的な言動かもしれない」と気づ
 み す してき みずか げんどう みなお たいせつ
 いたら、それを見過ごさず、指摘したり、自らの言動を見直したりすることも大切です。

そして、身近な人に寄り添うこと。たとえ自分が性的マイノリティではなくても、周囲には当事者がいるかもしれません。本人が話すまでは分からないことも多く、無意識の言動が誰かを傷つけていることもあります。だからこそ、「誰がどんな性であってもいい」「その人らしくいていい」と思える空気を社会全体で作ることが大切です。



加害者にも被害者にもならないために

性的マイノリティに対する差別や偏見は、時に悪意のない「冗談」や「無理解」の形をとって表れます。しかし、それが人を深く傷つけることもあるのです。「ちょっとからかっただけだった」「そんなつもりはなかった」という言葉は、差別の言い訳にはなりません。自分の言動が誰かの人権を踏みにじっていないか、今一度、立ち止まって考えることが大切です。

また、差別や偏見を目にしたとき、「見て見ぬふりをする」こともまた、無意識の加害につながります。勇気を出して声を上げたり、被害にあった人に寄り添ったりする行動が、私たち一人一人に求められています。

私たちはみな、「違い」を持っています。だからこそ、お互いを認め合い、支え合って生きていくことが必要です。性のあり方だけでなく、あらゆる多様性を大切にできる社会は、すべての人にとって優しい社会でもあります。

性的マイノリティの人々の声に耳を傾け、その存在を認め、共に生きる社会をつくることは、特別なことではありません。それは、誰もが安心して、自分らしく生きられる社会の実現につながります。

私たち一人一人の姿勢が、未来の当たり前を形づくりします。すべての人が、どんな性であっても、誰かにとってかけがえのない存在であり、尊重されるべき存在であることを、共に認識していきましょう。



小中学生の人権啓発標語・啓発ポスター

あしやひがししょうがっこう

芦屋東小学校

ともだちと
なかよくすると
たのしいね
1年 藤堂 竜新

声かけで
笑顔にできる
世の中に
5年 大野 壮輔

それいいね
ふわふわ言葉
あたたかい
5年 甲斐 日向

悪口は
心の中から
消えないよ
6年 徳田 実莉



3年 森田 真妃



4年 井口 心桃



5年 上野 ひなた



4年 守田 葵莉

あしやしょうがっこう
芦屋小学校

たくさんの
ふわふわことば
えがおになる
3年 竹下 里沙

ありがとう
その一言で
みんなえがお
3年 仲本 琉皇

やさしさは
みんなが幸せになる
アイテム
3年 濱里 寧希

話す時
人の心も
考えよう
6年 今泉 結成



4年 小畑 紗椰



4年 中西 謙



4年 矢野 美珠



4年 渡邊 竜臥

やまがしょうがっこう
山鹿小学校

あたたかく
いのちだいに
きずつけない
3年 重岡 優月

見つけよう
みんなのちがい
すてきだね
4年 武田 陽希

いじめゼロ
みんなの心
まもるもの
4年 内田 和佐

ともだちを
ひとりぼっちに
させないよ
4年 村上 優真



1年 岩崎 悠愛



1年 原田 陽咲



1年 前田 花帆



2年 嶺 椿貴

あしやちゅうがっこう
芦屋中学校

その違いは
きっとだれかの
美しさ
1年 中村 仁南

違いこそ
個性が輝く
大事な場所
1年 増永 和花

命はね
親からもらった
大切なもの
2年 志村 和奏

あいさつで
笑顔の花が
咲き誇る
3年 上野 柚香



1年 平野 優真



1年 境 蒼太



1年 稲富 寿々



1年 末次 真陽奈

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。部落差別(同和問題)とは日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上でさまざまな差別を受けるなどの、わが国固有の重大な人権問題です。部落差別の解決を図るため、国や地方公共団体を中心にさまざまな取り組みが進められてきましたが、今もなお同和問題に関する差別落書きやインターネットを悪用した誹謗中傷などの差別事象が発生しています。

この法律は、部落差別は許されないものであるという認識の下、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実などについて定めることにより、部落差別を解消する必要性について国民一人一人の理解を深め、部落差別のない社会を実現することをめざしています。

私たち一人一人が同和問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会づくりを行わなければなりません。

人権擁護委員を知っていますか？

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人々で、現在全国で約1万4千人が活躍しています。芦屋町では3人が町との連携・協働のもと、人権まつりなどの場を活用した効果的・効率的な啓発などの活動を行っています。

また、皆さんの人権が侵害されないよう見守り、もし侵害があった場合には相談相手となつて適切な対応による救済をはかります。「これは人権問題かな」と感じる困りごとや心配ごとがありましたら、人権擁護委員または法務局や役場の相談窓口にご相談ください。



しゅうがくまえしせつ

ほうもん

就学前施設 (保育所(園)・幼稚園・認定こども園) 訪問

平成20年度から就学前施設(保育所(園)・幼稚園・認定こども園)で、人権学習会を開催しています。

人間形成の基礎を培う幼少期から人権にふれることで、人権意識の定着につながるとともに、自分自身や人の気持ちを思いやる心を育み、お互いを尊重できる態度や行動の育成につながります。

令和7年度は芦屋保育園で行いました。人権擁護委員の話を聞き、人権アニメを視聴したあとに、人権啓発キャラクター「人KENまもる君・人KENあゆみちゃん」、芦屋町のイメージキャラクター「アッシー」がこどもたちに会いに来てくれて、一緒に記念撮影をしました。まもる君、あゆみちゃん、アッシーと「友だちを大切に仲良くすること」をみんなで約束し、こどもたち一人一人が人権に触れることができました。



じんけん はなうんどう

人権の花運動

「人権の花運動」とは、おもに小学生に対する人権啓発活動として昭和57年度から、法務局と人権擁護委員協議会が主催しています。配付されたひまわりの種を、こどもたちみんなで育てることを通して、協力、感謝することの大切さを学ぶとともに、やさしい思いやりの心を体得させ人権意識を身につけてもらうことを目的としたものです。

芦屋町では毎年、指定された小学校がこの運動に取り組んでおり、令和7年度は芦屋小学校3年生のこどもたちが取り組みました。みんなで協力して丁寧に育てたひまわりの種は、大きく立派な花を咲かせました。



あしやまち と く

芦屋町の取り組み (啓発事業の紹介)

ふくおか けんどう わも んだい けい は つ き ょう ち ょ う げ っ か ん が つ と く

福岡県同和問題啓発強調月間(7月)の取り組み

どうわもんだい かいけつ ふくおか けんない もよお おこな
同和問題の解決をめざし、福岡県内ではさまざまな催しが行わ
れています。芦屋町では、人権講演会や人権啓発パネルの展示、広
ほうし けいはつき じけいさい がいとう けいはつ おこな
報紙への啓発記事掲載、街頭啓発を行っています。

まいとし こうえんかい かいさい みな
毎年さまざまなテーマで講演会などを開催していますので、皆
さんか
さんご参加ください。



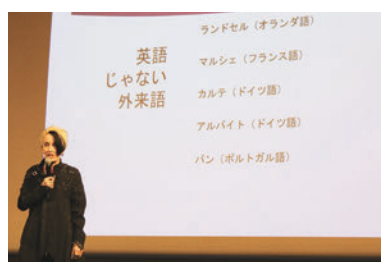
▲人権講演会のチラシ

じんけん しゅうかん が つ か と く

人権週間(12月4日~10日)の取り組み

せかい ひとびと きほんてき じんけん じゅう そんちょう かくほ しょうわ ねん こくれん そうかい せかい
世界の人々の基本的人権と自由を尊重し確保するために、昭和23年の国連総会で「世界
じんけん せんげん さいたく ご こくれん さいたく ひ が つ か じんけん
人権宣言」が採択されました。その後、国連では採択の日である12月10日を「人権デー」と
さだ にほん じんけん さいしゅうび しゅうかん が つ か か じんけん しゅうかん さだ
定め、日本では「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日~10日)を「人権週間」と定め、
ぜんこく かくち じんけん いしき こうよう はか けいはつ かつどう てんかい
全国各地で人権意識の高揚を図るための啓発活動が展開されています。

あしやまち たが そんちょう まち じんけん おこな
芦屋町においても「お互いが尊重される地域づくり」をめざして、「人権まつり」などを行っ
ています。



▲第27回人権まつりの様子

じんけん けいはつ じんけん けいはつ さっし はっこう

人権啓発カレンダー・人権啓発冊子の発行

じんけん もんだい ちょうみんひとりひとり もんだい かてい なか ゆた じん
人権問題は、町民一人一人の問題です。カレンダーをめくりながら、家庭の中で豊かな人
けんかん かく はくく ぬく あしやまち きず ねが しょうちゅうがくせい
権感覚を育み、温もりのある芦屋町をみんなで築いていこうという願いから、小中学生のポ
ひょうご けいさい じんけん けいはつ じんけん きょういく けいはつ しりょう かてい きょういく
スターや標語を掲載した「人権啓発カレンダー」や人権教育の啓発資料として、家庭や教育
げんぱ りょう もくてき あしやまち じんけん けいはつ さっし たが そんちょう まち まいとし
現場での利用を目的として芦屋町人権啓発冊子「お互いが尊重される地域づくり」を毎年
さくせい ぜんせたい はいふ
作成し、全世帯に配布しています。

ご利用ください。人権教育啓発教材

あしやまち じんけん どうわきょういくけいはつきょうざい か だ きがる りよう
芦屋町では、人権・同和教育啓発教材を貸し出ししています。お気軽に、ご利用ください。

もうしこみさき
申込先

きょういくいいんかい しょうがいがくしゅうか しゃかいきょういくがかり ちよくつう
教育委員会 生涯学習課 社会教育係 TEL 223-3546 (直通)

区分	名 称	時 間	内 容
D V D	部落解放運動の歩み	60分	全国水平社創立から2012年までの部落解放運動の歩みの3部構成となっています。
	同和問題 ～過去からの証言、未来への提言～	61分	我が国固有の人権問題である同和問題に焦点を当て、国や地方公共団体、企業等のさまざまな団体における人権教育・啓発に携わる職員等が身に付けておくべき同和問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等について、関係者の貴重な証言や解説等を中心に分かりやすく簡潔にまとめています。
	障害のある人と人権	33分	障害のある人が直面する人権問題や心のバリアフリーの実現に向けた取組などを紹介し、「障害のある人と人権」について考えていきます。
	すべての人々の幸せを願って	35分	世界人権宣言及び国際人権諸条約が自分たちの身近にある人権課題とどのように関わっているかを国際的な視点から考えるために4つの人権課題とそれぞれに関連する条約を資料映像や写真、事例の再現ドラマなどで紹介しています。
	外国人と人権 違いを認め、共に生きる	33分	外国人に対する偏見や差別をなくし、皆が住みよい社会を築くために私たちにどのようなことが問われているかを学びます。
	インターネットと人権 加害者にも被害者にもならないために	30分	インターネットを利用する上での危険性や、安全な利用方法・対策について、わかりやすくまとめたものです。
	性的マイノリティと人権 あなたがあなたらしく生きるために	30分	性的マイノリティについて人権の視点で理解を深め、学ぶことができる性的マイノリティの入門編です。
	ハンセン病問題を知る ～元患者と家族の思い～	35分	隔離政策によって偏見や差別に苦しみながら生きてきた、ハンセン病元患者やその家族のエピソードをアニメーション化し、ハンセン病についての正しい知識や歴史、そして近年の動向など、ハンセン病に関する理解を深めるとともに、偏見や差別のない社会の実現について考えるものです。
	企業活動に人権的視点を ～会社や地域の課題を解決するために～	97分	経済活動のグローバル化や技術革新などにより、企業が社会に与える影響はますます大きくなっています。これに伴い、地域環境への関心が広がり、国際的な人権意識の高まりなど、企業が果たすべき社会的責任・CSRが問われる時代になってきました。本DVDでは、どのように取り組むことが企業内外の人のためになり、地域や環境のためにもなるのか、先進的な5つの取組事例を紹介しています。
	今企業に求められる 「ビジネスと人権への対応」	36分	今、企業は全ての従業員はもちろん、取引先の従業員や顧客、消費者、地域住民など事業に関わる全ての人の人権を尊重することが求められています。企業が「ビジネスと人権」に関する取組を進めるに当たり、参考となる情報をドラマやCG、ナビゲーターによる解説などで分かりやすく紹介しています。
ド ラ マ ビ デオ	許すな「えせ同和行為」 ～あなたの会社を不当な要求から守ろう～	36分	「えせ同和行為」は同和問題に関する誤った認識を植え付け、偏見や差別を助長する要因となっており、同和問題の解決を阻害するものです。本DVDでは、えせ同和行為をはじめとする不当要求行為の主な事例をドラマ形式で具体的に紹介し、その心構えと対策を分かりやすく紹介しています。
	ヒューマン博士と考えよう	28分	差別の歴史をひもときながら、差別された人々の生産と労働、芸能や文化への関わりを、ヒューマン博士(アニメーションキャラクター)がわかりやすく解説します。
	みんなで考える部落の歴史	77分	福岡県の被差別部落の歴史を取り扱った歴史教材。三部作品。 (第一部)つくられた身分制度(第二部)部落差別の強化(第三部)部落差別をなくすあゆみ

あしやちようみんけんしょう
芦屋町民憲章

一. 緑豊かな 海も空もきれいなまちにします

一. お互いを大切にし ふれあいの手をつなぎます

一. たのしく働き 幸せな家庭をつくれます

一. 学習や健康づくりに 仲間の和をひろげます

一. きまりを身につけ 住みよいまちにします

みんなちがって、みんないい



わたし たちは、き づいていないけれど、

ひと やものごとに対する たい へんけん も 見を持ってしまいがちです。

でも、なんの こんきょ もないことで自分を じぶん しばるのは、

たが い お互いを生きにくくしてしまいます。

ひとりひとり ちが ちが 一人一人みんな違います。違っていいのです。

たが ちが りかい お互いの違いを理解することが、

たが じんけん まも お互いの人権を守ることにつながっていきます。

にちじょうせいかつ なか
日常生活の中で

わたし にちじょう ことば こうどう なか き
私たちは日常の言葉や行動の中で、気づかないうちに

ひと きず 人を傷つけていることがあります。

ほか ひと おも じんけんもんだい き
他の人のことを思いやることで、さまざまな人権問題に気づき、

ほか ひと じんけん たいせつ
他の人の人権を大切にすることができます。

じぶん じんけん まも
そして、それは自分の人権を守ることにつながってくるのです。